

第4回 第2期松原市教育振興基本計画策定委員会

令和5年5月1日（月）午後2時00分

松原市役所8階大会議室B

1. 開会

2. 議事

- (1) 松原市教育大綱（案）について【報告】
- (2) 第3回第2期松原市教育振興基本計画策定委員会委員意見要旨【報告】
第2期松原市教育振興基本計画の体系・骨子について【報告】
課題シートについて【報告】
- (3) 第2期松原市教育振興基本計画の素案について【審議】
- (4) 重点施策の成果指標（案）について【審議】

委員長：皆さま、こんにちは。お集まりいただき、ありがとうございます。

第4回第2期松原市教育振興基本計画策定委員会を始めさせていただきます。
欠席委員のご報告をいたします。若槻副委員長と田崎委員の2名からご欠席の連絡をいただいております。会議の定数は満たしておりますので、そのまま進行をさせていただきます。

年度が変わり、新しく委員が2名、交代で参加されています。自己紹介をお願いいたします。

委員：松原市立松原第三中学校長の野崎と申します。よろしくお願いいたします。

委員：4月1日付けで、教育総務部長を拝命しました、岡本と申します。よろしくお願いいたします。

委員長：資料の確認をいたします。事前に事務局から送付された資料をご覧ください。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次第をご覧ください。

(資料確認)

委員長：本日は、主に資料5第4章の計画素案に当たる部分の内容を審議いたします。この内容が計画の重要な部分になります。

(1) 松原市教育大綱（案）について【報告】

委員長：議題（1）について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局：議題（1）についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。令和5年2月15日にあった市長と教育委員で協議を行った総合教育会議で、最終的に市長の意見が反映された新旧対象表です。

1ページの左側が新しい教育大綱、右側が旧の教育大綱です。変更点が2点あります。

2ページをご覧ください。3「基本理念」の下線部分のように、「社会全体で」という文言が追加になっています。

3ページをご覧ください。上段の「目指す子ども像」の内容に変更はありませんが、記載順が変更されています。

今後、市民の方々や教職員にご意見をうかがい、教育大綱を制定していきたいと考えております。

委員長：これは、市長と教育委員が協議を行った会議で決まった教育大綱の最終案ということで、審議事項ではありません。私も、この大綱に基づいて計画を策定するということになります。ご感想等があればお願いいたします。ないようですので、次に進みます。

(2) 第3回第2期松原市教育振興基本計画策定委員会委員意見要旨【報告】

第2期松原市教育振興基本計画の体系・骨子について【報告】

課題シートについて【報告】

委員長：議題（2）について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局：議題（2）について、資料2、3、4に沿ってご説明いたします。

資料2をご覧ください。第3回策定委員会における委員からの主な意見集約表です。この表は、委員のご意見が施策に反映されたかどうかを確認できる表となっています。左から順に、「発言者」「指摘箇所」「委員からの主な意見」「反映方法」「結果の反映先」となっています。反映方法について、下の四角の中に補足説明を入れています。委員からの主なご意見を踏まえ、まず資料3「体系骨子表」と資料4「課題シート」に追加修正を行い、最終的に資料5に「計画素案」として反映しております。

では、具体的にご説明いたします。資料2と資料5を交互にご覧ください。資料5の網掛け部分については、今回の計画で修正した部分になります。網掛けがない部分については、現行計画から変更がない部分です。

資料2の番号1をご覧ください。番号1は子どもアンケートで、「勉強のやり方がわからない子どもが多い印象があった」というご意見をいただき、その反映方法として、「勉強のやり方などを学ぶ機会の充実を施策に位置づけていきます」としています。その結果の反映策として、資料5の4ページ4「個に応じ

た指導の充実と改善」、また、4ページの6「放課後学習など、自学自習力の育成と家庭学習習慣の定着を図る取組みの推進」の施策に落とし込む形を取っております。

同じように、番号2についても、「子どもの居場所づくりや、先生の働き方改革により、児童・生徒と向き合う時間をつくる等の取組み」を、最終的に資料5の8ページの2、9ページの3、5、6や13ページの1、16ページの3等に反映した形としています。

同様に、番号3については「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについて記載する」、番号4については「国の方針（学校施設整備指針）を踏まえて、トイレの洋式化改修を順次進める」としています。

番号5については、「重点施策に歴史文化の振興を加え、社寺等の文言を加えた」としています。

番号6については、「多様性包摂性を追加する」としています。

資料2の説明は以上です。

資料3をご覧ください。これは以前より配布していたものですが、資料2の委員からのご意見を踏まえ、反映させています。修正箇所には網掛けし、下線を引いています。例えば、1ページの中ほど、「体系見直しの要素」の「対処すべき課題」に、「多様性、包摂性を高め」、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー」という文言を追加しています。

同様に、資料2の3から6についても追加をしています。一番右端の「今後の方向性」の欄に、前回は「主な取組み」という形で記していたものを再整理して記載しています。これは、後ほどの審議内容になります。

3ページ、4ページも同じように記載しています。

資料3については、左側が現計画、中央が体系見直しの要素ということで、この要素を踏まえ、一番右の「次期計画の体系・骨子（案）」につながる形になっています。

次期計画体系の骨子案は、左から「基本理念」「教育目的」「基本方針」の3つが教育大綱の範疇になっています。その後ろの「重点施策」「今後の方針」が、今回の振興基本計画の内容となっています。

資料3の説明は以上です。

資料4をご覧ください。これも以前より配布していたものですが、資料2の委員からのご意見を踏まえ、反映させ、資料3と同じ個所を修正しています。

2ページをご覧ください。5「今後の方向性（案）」には、体系骨子の一番右側とまったく同じ文言を記載しています。

資料3の体系骨子表が計画の全体像であり、資料4の課題シートが体系骨子表から中身を掘り下げて作成したものになります。この資料3と資料4を用い、計画素案を作成していくこととなります。

議案（2）の報告事案は以上です。

委員長：一括で報告、説明をいただきました。この部分は審議事項ではありません。議案（３）の中で審議することになりますので、ここでは確認にとどめます。ご感想、ご質問等があればお願いいたします。先に進みます。

（３）第２期松原市教育振興基本計画の素案について【審議】

委員長：議題（３）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議題（３）について、資料５に沿ってご説明いたします。

資料５をご覧ください。第４章については、松原市教育大綱で位置付けをした基本方針に基づき、具体的な取組み内容と指標等を記載しています。表紙の「基本計画の見方」は、第２期計画における基本方針、重点施策、施策の方向等の第４章の見方について、市職員だけでなく、市民の方にもわかりやすく、図に注釈などを用いて記載しています。現在、作成中ということで、また完成し次第、ご提示させていただきます。

第４章の構成といたしましては、基本方針、施策の展開、施策の方向、指標、現状と課題、今後の方向性、主な取組み内容といった構成になっています。今回、主にご審議していただきたい部分です。施策の方向で記載された内容、今後の方向性、各主な取組み内容というところについて、ご審議いただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

重点施策について、何個か説明させていただきます。その都度、ご確認いただく時間を設けたいと思います。

２ページをご覧ください。基本方針１は「確かな学力の向上を図るとともに生きる力を育みます」となっております。重点施策の１つ目として「社会の変化に 대응する確かな学力の育成」、施策の方向としては「新学習指導要領実施を踏まえ、子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくために、主体的・対話的で深い学びを推進し、主体的に学ぶ子どもの育成を目指します。また、ＩＣＴ機器を効果的に活用した探究的な学習の充実や、デジタル・シティズンシップ教育の推進などを図ります」としております。この記載内容については、今後、教育大綱やアンケートを基に反映して、事務局で修正等を加えたいと考えていますので、またご確認をお願いいたします。次の指標のところは、次の議案（４）でご説明させていただきます。

「現状と課題」では、令和３年度の実績について記載しています。最終的に令和４年度の実績に合わせて記載内容を修正し、実績の出典元等を記載しながら、事務局で修正を加えてまいります。修正でき次第、委員の皆さまにはご確認をお願いいたします。今回につきましては割愛させていただきます。

３ページをご覧ください。中断の「今後の方向性」で網かけされている部分は、今回、追記および修正箇所等になっております。こちらの表現方法等については、後ほど委員の皆さまにご確認していただきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

4ページをご覧ください。ここでは、今後の方向性にに基づき、主な取組み内容を各課に確認してもらい、現在の計画から追記、修正、削除、また新しい取組み内容をお示した箇所となっております。ここで網かけしている部分が修正箇所となっておりますので、こちらを中心にご確認していただき、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。4ページから5ページが、今回の重点施策の取組み内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：資料5は内容が多いので、1つずつ審議してまいります。

1つ目は5ページまでということですが、特に「主な取組み」の4ページ、5ページが審議の中心になります。ご意見等をお願いいたします。

私からお聞きします。5ページの削除部分の削除の理由を教えてください。

事務局：削除部分の下に「削除理由」を記載しております。主な取組み丸6放課後学習など、自学自習力の育成と家庭学習習慣の定着を図る取組みの推進の内容と重複しているだろうということで削除しています。また「総合的な学習」についても、開始から20年以上が経過しているため、特筆すべき項目ではないことから削除しています。

委員長：事務局案として削除したということですね。この部分も含めて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、次に進みます。

事務局より、6ページ以降の説明をお願いいたします。

事務局：6ページをご覧ください。重点施策の2つ目として「豊かでたくましい人間性の育み」としております。施策の方向としては、「子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通じて、答えが1つではない課題に子どもたちが向き合い、考え、行動できる力を養いますいじめについては、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめの未然防止を目指した組織的な取組みを進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます」としてあります。指標については、後ほどご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。こちらの「現状と課題」につきましても、後日、修正等があれば、事務局で必要に応じて変更してまいります。その際には委員の皆さまにご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。「今後の方向性」について記載しています。網掛け部分が修正箇所となっております。中段下から11ページまでが「主な取組み」ですので、ご確認をお願いいたします。

委員長：6ページから11ページまでが、1つのまとまりになっています。この部分について、ご意見等があればお願いいたします。

委員：繰り返し出てくる「発達指示的生徒指導」について、少し説明をいただけたらありがたいと思います。キャリア教育についても重点的に取り組んでいきたいというような方針が見えてきますので、どのようなキャリア教育を進めていきたいのかということも、事務局から補足説明していただきたいと思います。

事務局：「発達指示的生徒指導」という表現は、どこに出てきますか。

委員：8ページの主な取組み丸2の3行目にも出てきますし、8ページの今後の方向性」の黒丸の3つ目にも出てきます。繰り返し出てくるので、内容を含めて補足説明をしていただき、共通理解を図っていただけるとよいと思います。

事務局：昨年度に文部科学省が出す「生徒指導提要」という冊子がリニューアルされたのですが、「発達指示的生徒指導」とは、その中で繰り返し出てくる言葉です。言い替えると、「すべての児童・生徒を対象にして、その子どもたちが自発的、また主体的に、自らを発達させていくことを大切にする。その中で個性の発見と良さや可能性の伸長、社会的支質、能力の発達を支えるように働きかける」ということです。具体的に言うと、各小中学校で、生徒会や児童会、学年での様々な遊び大会、スローガンを掲げての仲間づくり月間等、子どもたち自らが、自分たちの力で、よりよい集団をつくり、いじめやいろいろな問題をなくしていくのだというような動きを、学校の教育職員が支援していくということです。その中で、いろいろな励ましの言葉や評価を繰り返すことで、子どもたちにそのような力を育てていくということが、「発達指示的生徒指導」ということです。

9ページ丸6に「キャリア教育の充実」というものがありますが、以前から「児童・生徒が自分の人生を自分らしく、幸せに生きていけるという視点に基づいた」という表現があります。松原市のキャリア教育の特徴として、中学校では以前から職場体験を中心に位置け、また小学校でもいろいろな地域の施設見学を実施し、地域の方からの出会い学習を繰り返すことで、いろいろな人と出会いながら自分の生き方を見つけていくということを大事にしてきました。コロナ禍でなかなか地域との出会いが難しい中でも、各学校が工夫しながら、地域の人と出会う場、また保護者と出会い直す場をつくりながら行ってきたところです。各小学校、中学校の発達段階に合わせながら、子どもたちが自分の幸せについて考えていくことを重要視しています。もちろん、これまでつづけてきた地域の方々との出会いを基軸にしなが、より発展させていこうことです。その中で、学びへのモチベーションを維持して、各教科の勉強も仲間と一緒にがんばってこうという気持ちにつながっていければよいということです。

委員長：委員、いかがでしょうか。

委員：「発達指示的生徒指導」とは、子どもたちが自主的、自発的によりよい自分になっていくために、活動しながら前向きに取り組める活動を支援し、しかもそれを肯定的に評価して、子どもたちが「これでよいのだ」と前向きにがんばることの大切さを確認しながら進めていくような日常活動を中心とした生徒指導ということでしょうか。

事務局：その通りです。

委員：ありがとうございます。

委員長：場合によっては用語の説明が必要だと思います。生徒指導提要ではこのことだけを言っているのではありません。分類の図があり、つくり手の意気込みは感じられるのですが、わかりにくい点も多いので、用語説明を入れることを検討していただけるとよいと思います。
キャリア教育に関してはいかがですか。

委員：「直接的な出会いだけでなく、ネットを通じたものも含め幅広くとらえて、多くの人出会う中で自分の生き方を考えていく」ということだと思います。

事務局：今のご意見の通り、事業所に直接訪れていただく場合もありますし、学校に来ていただく場合もあります。オンラインで話を聞かせていただく場合もあります。地域の方だけでなく、小学生が先輩である中学生や大学生に聞くことで、自分のロールモデルになる人を見つけていくという場合もあると思います。様々なツールを使いながら、そのような場を大切にしていくということです。

委員長：委員、9ページ丸6に「キャリア教育の充実」がありますが、7ページの現状と課題の黒丸3つ目にもあります。文言自体はよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：他にご意見等はございませんか。

委員：6ページの1行目の重点施策（2）のタイトルは「豊かでたくましい人間性の育む」となっていますが、「豊かでたくましい人間性」という言葉のイメージは、「こころの豊かさ」という意味合いがあると思います。現実的に、いじめ等は想像力の欠如によるものだと考えると、精神的に「こころ豊か」である前に、想像力が豊かである必要があると思います。「豊か」という言葉1つで多く

のことを想像することは難しいと思います。

「たくましい」という言葉も、例えば「いじめに耐えられるたくましさ」ということだと解釈すれば、精神的なたくましさだと思いますが、体力的なたくましさともとらえることができます。

「豊かでたくましい人間性」という文言に込める思いを、少し説明していただけるとよいと思います。

事務局：「施策の方向性」としては道徳性を養うため、「いじめ」「課題の未然防止」の3点あります。言葉が少ないのではないかとのご指摘ですので、事務局で再検討いたします。

委員長：1点は「豊かの中には想像力があること」、もう1点は「いじめに対しては「してはいけない」と書いてはありますが、「いじめられた人間が耐えられるだけのたくましさを身に着ける」というようなことも盛り込んでいただけるとよいと思います。そのようなこともご協議いただき、「豊かでたくましい人間性」について、もう少し例示をしていただけるとよいと思います。

委員：「豊か」とは大変広い意味で使われていると思います。相手の気持ちを想像するというような豊かな想像力も含まれていますし、困っている友達を見たらほっておくことができないというようなところの豊かさもあると思います。いじめられても、すぐにところが折れるわけでもないということもあると思います。子どものアンケートで「あなたが心配なことや悩み事がありますか」という設問に「ある」と答えた子どもは半数以上ですが、その中で「人間関係のこと」で悩んでいる子どもが多くなっています。受験関係等も解決しようとするたくましさも含まれていると思います。選択の方向性で言うと、「いじめについて」が出てきてしまいますので、何かが起こる前に自分で解決したり、相談したりするたくましさも含まれているように思います。

委員長：ありがとうございます。

提案させていただきます。資料1の教育大綱資料の3ページ左の5「基本方針」で、(1)の2が「豊かでたくましい人間性」に合致していると思います。2行目に「すべての子どもがいじめを許さず、互いの人権を尊重する」という表現がありますので、例えば、「互いの人権を尊重する、豊かでたくましい人間性の育み」という表現はいかがでしょうか。「人権」が一番重要だと思いますので、それを前面に出すということです。いかがでしょうか。

委員：「いじめを許さない」「いじめに負けない」ということが対になり、「豊かでたくましい」というイメージになるということですね。

「いじめ」が1つのキーワードになるのであれば、「いじめをしてはいけない」ということは、精神的に想像して豊かになるということですが、当事者として

は「いじめに負けない」ということはたくましいということになると思います。「いじめをしない、させない、負けない」ということです。そのような説明を、簡単な言葉でしていただけるとよいと思います。キーワードの上で説明しなくても、「施策の方向」の中に書けばよいと思います。「豊かでたくましい」という言葉は、いろいろな解釈ができると思いますので、ここではどのような意味をもつのか、ある程度イメージしやすいほうがよいと思います。

委員長：大綱を基本にしてつくっていますが、大綱では「確かな学力の向上を図るとともに生きる力を育みます」という表現になっています。これに基づいて、この重点施策の2つが出てきているわけですので、提案がありました。確かに委員が言われるように、いじめということだけ取り上げると、「たくましく生きる」というような表現になりますが、いじめに限らず、不登校等、いろいろなことが背景にありますので、事務局で再検討をしていただき、次回、ご提示いただくということよろしいですか。

事務局：わかりました。

委員長：この件について、他にご意見、ご提案等があればお願いいたします。では、次回に継続審議ということで、次に進みます。他にご意見等はございませんか。

委員：2ページ目「社会の変化に応える確かな学力の育成の」削除された「外部人材の効果的な活用の推進」について意見を申し上げます。確かに、総合的な学習について、開始から20年以上が経過しているので削除するという理由は理解できるのですが、時代の流れで、教員の労働環境を整えるということで、外部人材の活用ということは重要になってきていると思います。サッカーの経験のない教員がサッカー部の顧問をしている場合もあります。今回、一定の成果が出たということで一旦削除することは理解できますが、「外部人材の効果的な活用の推進」については、新たなステージに入っているように思います。ぜひ外部人材のお力を借りるべきだと思います。

事務局：「外部人材の効果的な活用の推進」については、丸ごと削除したわけではなく、4ページ丸6「放課後学習等」の項目の上から4行目に入れています。「アドバイザー等の外部人材を活用した」という文言を入れ、包含させています。引き続き外部人材の活用を進めたいと考えております。

委員長：子どもに対してだけでなく、働き方改革という要素も含めたご意見だと思いますが、いかがですか。

委員：そうです。最終的には子どもたちに一番効果を及ぼす部分だと思います。

委員長：担当課が教育研修センターですが、委員のご意見をお聞きすると、他の課との関係もあるように感じます。この部分は残すか、残さないか、外部人材の活用を独立したタイトルを設けて記載したほうがよいのかどうか、皆さまのご意見をお聞かせください。

委員：コロナ禍で自宅での仕事も定着しているように見えたが、5月になっても週5日のうち3日や4日の出社でよいという企業も増えているようです。これは「週に1日は社会奉仕しなさい」ということだと思えます。今後、外部人材があふれてくると思えますので、それを受け入れる体制を整えておくべきだと思います。

委員：企業の立場から申し上げますと、高齢化の中で退職される方も多く、退職後も働きたいという方もおられます。お元気で、人前で話をするのが得意な方もおられますので、学校で何らかの役に立ちたいという声もあります。宝の山だと思えます。社会貢献につながると思えますので、間口を広げておくとよいと思えます。

委員長：外部人材の活用もタイトルとするべきか、またそうであればどのような内容を盛り込むのか、事務局でご検討いただけますか。

事務局：検討させていただきます。

委員長：他にご意見等はございませんか。

では、先に進みます。基本方針2について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：12 ページをご覧ください。ここからは基本方針2「安心、安全に学ぶことができる学校園づくりを推進します」です。重点施策（1）は「安心・安全な学校園づくりの推進」です。「施策の方向」としては、「質の高い教育環境の実現のために、多様な学習活動に対応した学校施設の質的改善を進め、良好な学習環境の整備充実を目指します。また、各学校の施設・設備について、その機能と性能を維持し、将来にわたり、安全・安心な環境を確保します。子どもたちの情報活用能力の育成及び学校の情報化を図るために、情報機器や情報ネットワーク等、学校のICT環境の充実を図ります。さらに本市の特徴でもあるインターナショナルセーフスクール、ISSの取組みを、学校、保護者、地域、行政の協働により推進します」としています。

「指標」「現状と課題」については、後ほどご説明をさせていただきます。

13 ページをご覧ください。「今後の方向性」については、修正点はありません。

「主な取組み」は、13 ページから 14 ページに記載していますので、ご確認ください。

委員長：ご意見等があればお願いいたします。

事務局：学校のトイレの環境について、父兄からご意見をいただきました。各学校のトイレの施設が老朽化しています。自動洗浄のセンサーがよくなく、トイレが臭く、気持ちがよくないということでした。その結果として、トイレに行く頻度が減るということで、学校として検討していただきたいというご意見でした。水の流れる頻度を上げてからは、臭いは気にならなくなったということですが、トイレの改修工事等、今後のご計画があれば教えてください。

委員長：教育総務課、いかがですか。

事務局：トイレの改修工事については、順次、実施しております。例えば、二中だと、棟ごとにトイレの改修を行っております。古い施設から順次、実施しており、今までの改修工事で一巡はしていますが、その際の改修は基本的に和式便器を残す改修でした。現在、二巡目の改修を行っております。およそ、1年に小学校1校、もしくは小学校、中学校各1校ずつの改修となっております。その改修では、学校に1か所だけ和式便器を残し、それ以外は洋式化しています。臭いや掃除の関係で、床も掃除しやすいものに変更しています。順次、改修を進めている状況です。学校側からも水の流れがわるい等の連絡をいただいたときには、その都度、担当が見に行き対応をしております。

委員：改修の予定をうかがいたいと思いました。ありがとうございました。

委員長：教育総務課、幼稚園も同様ですか。

委員：トイレに関しては、四つ葉幼稚園は統合させていただき、きれいな環境になっています。残っている三宅幼稚園は統合に向けて準備を進めているところですので、数年後にはきれいな園ができあがる予定ですので、それまでお待ちいただきたいと思います。

委員長：幼稚園でも和式を残しているのですか。

事務局：はい。今後の生活のためにも、和式を残し、和式を使う経験をしていただきたいと考え、整備を進めております。今後統合する園についても、同様に考えております。

委員長：和式便所を使える子どもが優越感をもつという話を聞きました。現状はいかがですか。

委員：施設のほとんどが洋式になっているのですが、遠足で公園等に行くと、どうしても洋式は1つしかなく、和式が多くなります。和式も使っていかないと大変時間がかかります。保護者にも遠足の前には「和式を経験させてください」というお願いをしますが、経験できる場所はとても減っていますので、幼稚園や新しく建てるこども園にも必要ではないかという話がでています。

委員長：大変重要なことだと思います。トイレがきれいになったことで、子どもたちの雰囲気が変わったという話よく聞きます。汚いと我慢するという子どももいるので、大きな問題だと思います。他にご意見等はございませんか。では、先に進みます。

事務局：15 ページをご覧ください。基本方針2の重点施策（2）は「持続可能な学校園運営体制の充実と教職員の資質向上」です。

「施策の方向」は、「子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力など、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。また、教員業務の見直し、専門家や地域人材の活用など、業務の効率化を図り、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教職員の長時間勤務の削減及び教員が子どもとじっくり向き合える体制を整備します」としています。

「指標」については、後ほどご説明いたします。

「現状と課題」については、後日、修正した案をご提示させていただきます。16 ページをご覧ください。「今後の方向性」に関しては、以下の3つになります。

「主な取組み」は、16 ページから 17 ページまでに記載していますので、ご確認ください。

委員長：ご意見等があればお願いいたします。

16 ページの「主な取組み」丸3に、働き方改革の推進の削除部分に、「外部人材」という言葉が入っていますが、残したほうがよいのではないかというご意見です。

では、先に進みます。

事務局：18 ページをご覧ください。基本方針3は「学びや育ちを支えるための地域における協働の取組みを推進します」です。重点施策（1）は「コミュニティ・スクールの推進及び学校園と地域の協働による家庭教育支援」となっています。

す。

「施策の方向」は、「地域とともにある学校づくりを目指し、学校、家庭、地域、行政などが一体となって、子どもや学校の抱える課題解決などに取り組む仕組みづくりに向け、様々な取組のさらなる連携を図りつつ、学校運営協議会による地域人材を活用した学校運営や地域学校協働活動などの取組みを推進します。学校、地域、行政が力を合わせて地域社会全体で家庭教育の支援に取り組むため、本市の実情に即した家庭教育の支援を保護者とともに協働して行います」としております。

「指標」については、後ほどご説明いたします。

「現状と課題」については、後日、修正した案をご提示させていただきます。19 ページをご覧ください。「今後の方向性」に関しては、修正はありません。

「主な取組み」は、19 ページから 20 ページまでに記載していますので、ご確認ください。

委員長：ご意見等があればお願いいたします。

18 ページの「施策の方向」の 1 行目に「学校、家庭、地域、行政」とあります。12 ページの「施策の方向」の最後の行では「学校、保護者、地域、行政」となっています。「家庭」という表現で統一したほうがよいと思いますが、いかがですか。

委員：「保護者」という言葉が、母子家庭の母親を想定する場合があります。ご両親がおらず祖父母が保護者の場合もありますが、そのような場合も含め「家庭」と表現するほうが広義だと思います。「学校、家庭、地域、行政」という書き方で統一するとよいと思います。

事務局：「保護者」という言葉が 17 か所ほどありますが、すべて「家庭」という言葉に置き換えます。その後、意味が通るかどうか確認させていただきます。いかがでしょうか。

委員長：よろしくお願ひいたします。

18 ページの「施策の方向」の最終行に「本市の実情に即した家庭教育の支援を保護者とともに協働して行います」という文章がありますが、ここでも「保護者」という言葉を置き換えるのか、ご検討ください。

委員：この文章の前半は「学校、地域、行政が力を合わせて」とあり、「家庭」が抜けています。これは、後半に「保護者と協働して」という文言を入れるために意識的に抜いているのだと思います。そう考えると、ここの「保護者」も「家庭」と置き換えればよいと思います。

委員長：「保護者」という言葉は他にも多く使われているということで、事務局でご検討していただき、次回の会議でお示してください。

他にご意見等はございませんか。

では、先に進みます。

事務局：21 ページをご覧ください。基本方針3の重点施策（2）は「青少年の健全育成の推進」です。

「施策の方向」は、「地域の様々な場で青少年が関われる活動の場を充実し、活動を通じて青少年の育成につなげます。無職少年、ひきこもりなどの把握・相談、就学・就労支援を強化し、学校や社会との関係が途切れないよう支援を行っていきます」としております。

「指標」については、後ほどご説明いたします。

「現状と課題」については、後日、修正した案をご提示させていただきます。

「今後の方向性」に関しては、修正はありません。

22 ページをご覧ください。

「主な取組み」には、何点かの修正箇所がありますのでご確認ください。

委員長：ご意見等があればお願いいたします。

委員：丸1「青少年指導員の活動支援」の取組み内容で、「各種団体」という言葉を削除しています。青少年の健全育成は青少年指導員だけが支援するわけではないので、「各種団体」という言葉が入っていたのだと思います。今回、「各種団体」を削除したことで、青少年指導員だけが支援しているような表現になっています。削除理由を教えてください。

事務局：「各種団体」は削除してはいけないと思います。削除をせずに変更なしとします。

委員長：丸3に関しては、施設利用が休止になっているので削除しているということです。

事務局：丸1のタイトル「青少年指導員の活動支援」は、このままでよろしいですか。このタイトルだと、青少年指導員に限定されてしまうように思います。

委員長：「青少年指導員等」としたほうがよろしいですか。

事務局：「今後の方向性」では「青少年指導者・団体などの育成」という記載です。

委員長：いかがでしょうか。

委員：丸1のタイトルを「青少年健全育成団体の活動支援」としてはいかがですか。

委員長：他の委員の皆さま、よろしいですか。事務局で、また新たな提案をしていただいても結構です。

では、先に進みます。

事務局：23ページをご覧ください。基本方針4の重点施策（2）は「青少年の健全育成の推進」です。

事務局：基本方針4は「郷土への愛着を深めるとともに誰もが学び続けられる機会を提供します」です。の重点施策（1）は「生涯学習の機会の拡充と歴史・文化の振興」としています。

「施策の方向」は、「あらゆる市民に生涯にわたって学ぶ機会を提供できるよう、多種多様な学習活動を支える生涯学習関連施策の充実を図ります。市の貴重な文化遺産を後世に残し、伝えていくために、調査・研究を進め、その保存・管理に努めるとともに、地域社会総がかりで保全と継承に取り組んでいきます」としております。

「指標」については、後ほどご説明いたします。

「現状と課題」については、後日、修正した案をご提示させていただきます。

24ページをご覧ください。「今後の方向性」に関しては、修正部分が網掛けになっています。

25ページから27ページの「主な取組み」がありますのでご確認ください。

委員長：ご意見等があればお願いいたします。

委員：25ページ丸7「市民図書館と学校との連携の推進」の中ほどの「図書館見学や職場体験など」とありますが、職場体験とは、具体的に図書館の手伝いを指していますか。

事務局：ここに記載されている「職場体験」とは、毎年、子どもたちが市役所や図書館の見学に来たときに、職場の裏側を見てもらうコースがあります。それを想定しています。

委員：前半に、中学生の職場体験についての記載があり、同じ言葉になるので、この文言については「司書の仕事の手伝い」等の表現に改めるとよいと思います。

事務局：担当課と相談して検討させていただきます。

委員長：よろしくお願ひいたします。

主に図書館司書体験等ということだと思ひますので、わかりやすく表記していただけるとういと思ひます。

委員：24 ページに「来迎寺紙本著色融通念仏縁起絵巻を市指定有形文化財に指定し、文化財保護の普及啓発のため、市ウェブサイトにおいて「まつばら文化財デジタルアーカイブ」として二次利用可能なデータの公開を開始しました」とあります。ありがとうございました。

ただ、これを書かれた時期を確認していませんが、この後、融通念仏縁起絵巻の後に、立部遺跡の下層部と西方寺のはんだ如来を、新たに指定しました。「たじひのたより」という文化財の情報誌をつくっているのですが、3月の時点で、このデジタルのアーカイブのQRコードが載っていた記憶があります。それがあれば、これを載せる必要があるのか疑問ですが、もし載せるのであれば、最新の情報を載せる必要があると思ひます。

委員長：この部分は、今後アップデートする予定です。今、ご指定の内容は載せると思ひますが、QRコードに関しては今後、検討することになると思ひます。

他にご意見等はございませんか。

今後、お気づきの点があれば、事務局までご連絡ください。ご提案が次の会議の際に反映され、審議事項になるという形です。

議案（3）を終わり、先に進みます。

（4）重点施策の成果指標（案）について【審議】資料6

委員長：議案（4）について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局：資料6をご覧ください。表の見方からご説明いたします。資料5の説明の際に、指標についての説明は後ほど申しあげましたが、ここで説明させていただきます。多くの項目がありますが、計画に載るものはごく一部になりますので、その部分を中心にご説明いたします。

表は、左から「基本方針」「重点施策」「指標名」とありますが、これらが計画に載ってきます。その右に、「(旧) 指標番号」「指標の考え方」とありますが、これらも計画に載ってきます。その右に、「継続・廃止・新規」「左記の理由」「指標の出典」「H30の当初値」「R5の目標値」「R4現状値」とありますが、この「現状値」も計画に記載されます。その右に、「R10目標値」とありますが、この「現状値」も計画に記載されます。その右に「指標の方向性」「測定の方法」がありますが、これも計画に記載されます。その右に「目標値に設定した根拠並びに計算式等」がある場合は記載されています。

ここで主にご審議いただきたい部分は、廃止になっている指標と新たに追加された指標で、網掛けされています。廃止になっている指標にはスラッシュが入っています。また、新たに追加された指標には、指標名に星印がついていま

す。

1 ページ目をご覧ください。網掛け部分はありません。廃止、新たに追加した指標はありません。ご確認ください。

委員長：第4章に入り込んでくる指標について、事務局から説明がありました。重点施策の成果指標は、素案に掲載される予定の各重点施策の成果指標です。計画ができた後は、この指標を毎年確認し、教育振興基本計画の進捗状況も確認していくということになります。それによって目標値が設定されています。確認した結果は教育に関する事務の点検評価結果報告書として、毎年公表していくこととなります。

参考までに、前回の冊子の中にも、この内容は盛り込まれています。例えば、9 ページ、14 ページに図がありますが、それに準じた形で、成果指標に載せています。今回は、成果指標を最初のページに移しています。

ご提案を受け、ご意見等をお願いいたします。

星印のついている指標が新規のものですね。

事務局：はい。2 ページをご覧ください。廃止されている項目は上の2 つ目「学校のきまりを守る児童・生徒の割合」です。廃止理由については、「令和4年の全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙からこの項目が削除されたため」となっています。

新たに追加された指標は、下の2 つで、1 つ目は「将来の夢や目標をもっている子どもの割合」で、追加の理由は「国の指標に基づき設定。子どもたちの主観的ウェルビーイングの向上度を把握するため」ということです。

2 つ目は「人の役に立つ人間になりたいと思う子どもの割合」で、追加の理由は「国の指標に基づき設定。子どもたちの主観的ウェルビーイングの向上度を把握するため」ということです。

委員長：ありがとうございました。

廃止になった指標は、2 ページの1 つ以外にも、4 ページに2 つ、5 ページに4 つあります。それぞれ理由があり廃止されています。

ご意見等があればお願いいたします。

事務局：追加説明いたします。新規のところ、「ウェルビーイングということで主観的度合をはかるため」とありますが、その理由が参考資料12「文部科学省次期教育振興計画概要版」の右側の「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に記載されています。ウェルビーイングとは「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや 人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」ということで、これが盛り込まれて、これを基に、今回の新しい指標も追加させていただいています。

委員長：国もアップデートに合わせて、松原市の施策もアップデートしているということですが。

ウェルビーイングという言葉は、今までの計画には出てきていませんか。用語説明が必要だということですね。

事務局：はい。用語説明については多数ありますので、今後、まとめたものをお示しさせていただきます。皆さまからもご意見をいただきたいと思いますと考えております。

委員長：この指標について、ご承認いただければ、盛り込んでいけます。今後も審議は可能ですが、ご承認いただけると、事務局としても作業がすすむということになります。後ほどご確認いただき、またご意見があれば事務局までお寄せください。

では、修正は事務局一任ということで、審議を終了いたします。

委員：表記について申しあげます。法務省の関わる会の委員をしておりますが、法務省は「子ども」という表記ではなく、ひらがな書きで「こども」と表記しています。ご参考にしていただき、今後に生かしてください。

委員長：ありがとうございます。「こども家庭庁」と表記しますね。文部科学省は漢字表記をすることが多いのですが、時折ひらがな表記の公式文書もあります。統一させるとということですね。

事務局：市では「ども」はひらがなで表記しています。

委員長：松原市としては市の方針に準じて統一していただけるとよいと思います。

事務局：わかりました。

委員長：議案（４）についての審議を終わります。

４．連絡事項

委員長：事務局より連絡事項があればお願いいたします。

事務局：次回の第５回委員会は、７月７日（金）午後２時から、市役所８階会議室で開催する予定です。どうぞよろしくお願ひいたします。内容については、素案の全体像をお示ししたいと考えております。

第６回委員会は８月３０日（水）午後２時から、第７回委員会は１１月２４日（金）午後２時からを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長：次回だけでなく、先々の会議の日程が決まっておりますので、ご予定をよろしくお願いたします。

5. 閉会

委員長：以上で、第4回第2期松原市教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。